

<個人・医療法人>

A6 自宅建物も診療所として使用している部分を「建物」もしくは「建物付属設備」として減価償却を行うことができます。

具体的には、自宅建物の取得価額のうち事業の用に供している部分を面積等で按分して求めた金額に基づいて、減価償却を行います。

ちなみに、自己所有の不動産に対して賃貸借契約を結んで地代家賃を支払っても、その地代家賃は必要経費とは認められませんので、ご注意ください。